

～税務のチェックポイント Q&A148

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

業績悪化により定めどおりに支給されなかった事前確定届出給与

＜内容＞

関与先のA社（3月決算）では、3年前の定時株主総会において、取締役Aに対して、定期同額給与のほかに、毎年6月25日及び12月25日にそれぞれ200万円の金銭を支給する旨の定めを決議し、届出期限までに所轄税務署長へ届け出ました。

この定めに従い、A社は、昨年12月25日には200万円を支給しましたが、今期（本年6月25日）には、コロナ禍の影響で資金繰りの都合がつかなくなったため、全く支給しませんでした。

この場合、昨年12月25日に届出どおり支給した役員給与についても、損金の額に算入されないこととなるのでしょうか。

『答』

昨年12月25日に届出どおり支給した役員給与については、損金算入が認められます。

（解説）

- 1 法人税法上、役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与のうち、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない法人が支給する給与で金銭によるものに限り、）以外の給与（株式又は新株予約権による給与で、将来の役務の提供に係るものとして一定の要件を満たすものを除きます。）である場合には、届出期限までに納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしていること、株式を交付する場合には、その株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（適格株式）であること、新株予約権を交付する場合には、その新株予約権がその行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権（適格新株予約権）であること、の要件を満たしている場合のその給与（以下「事前確定届出給与」といいます。）は、その法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます（法第34条二）。

この事前確定届出給与は、所定の時期に確定した額の金銭等を支給する旨の定めに基づいて支給するもの、すなわち、支給時期、支給金額又は株式数等が事前に確定し、実際にもその定めのとおり支給される給与に限られます（法基通9-2-14）。

2 ところで、所轄税務署長へ届け出た支給額又は株式数等と実際の支給額又は株式数等が異なる場合には、事前確定届出給与に該当しないこととなりますが、本件のケースのように、2回以上の支給がある場合にその定めのとおり支給されたかどうかをどのように判定すればよいか疑問に思われることは多々見受けられます。

一般的に、役員給与は定時株主総会から次の定時株主総会までの間の職務執行の対価であると解されますので、その支給が複数回にわたる場合であっても、定めどおりに支給されたかどうかは当該職務執行の期間を一つの単位として判定すべきであると考えられます。

3 したがって、複数回の支給がある場合には、原則として、その職務執行期間に係る当該事業年度及び翌事業年度における支給について、その全ての支給が定めどおりに行われたかどうかにより、事前確定届出給与に該当するかどうかを判定することとなります。

ただし、ご質問のように、3月決算法人が当該事業年度中は定めどおりに支給したものの、翌事業年度において定めどおりに支給しなかった場合は、その支給しなかったことにより直前の事業年度(昨年3月期)の課税所得に影響を与えるようなものではないことから、今期に支給した給与の額のみについて損金不算入と取り扱っても差し支えないものとされています。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。